

行政法Ⅱ

科目ナンバリング PUL-206

選択必修 2単位

小川 有希子

1. 授業の概要(ねらい)

この授業は、行政法を初めて学ぶ法学部の学生を対象とします。日本には、「行政法」という名の法典は存在せず、行政に関わる法律関係を全般的に扱う科目を「行政法」と呼んでいます。行政法Ⅱでは、行政法Ⅰで学んだことを前提に、行政活動に起因して行政と国民との間に紛争が生じ、国民に不服や不利益が生じた場合の救済に関する法(行政救済法)について学びます。主として、講義形式で行いますが、不明な点や納得できない点をそのままにせず、積極的に取り組んでください。行政法は、憲法の理念を具体化したものですので、1年次に憲法を修得していることが望ましい。

2. 授業の到達目標

- ①行政救済法の基本的な知識を修得すること
- ②具体的な事例を用いて、行政救済法について説明することができるようになること

3. 成績評価の方法および基準

期末試験(100%)による

4. 教科書・参考文献

教科書

高橋滋編著 『行政法 Visual Materials』 有斐閣

参考文献

櫻井敬子・橋本博之 『行政法 第5版』 弘文堂

5. 準備学修の内容

予習の段階では、教科書の指定範囲を読み、分からない用語があれば参考書や法律用語辞典で確認してください。授業では、行政法の基本的な事項について説明しますので、実際の国の仕組みと結びつけて理解するよう努めてください。復習の段階では、不明な点や納得できない点が残っていないか、教科書やノートを見直してください。

6. その他履修上の注意事項

授業には、指定教科書のほか、必ず『六法』を持参してください。

7. 授業内容

- 【第1回】 教科書の項目に沿って進める。
No.32 情報公開・その他
No.33 個人情報保護
- 【第2回】 No.34 行政救済の全体像
No.35 苦情処理
- 【第3回】 No.36 行政不服申立て
No.37 行政審判
- 【第4回】 No.38 取消訴訟①
- 【第5回】 No.38 取消訴訟②
- 【第6回】 No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟①
- 【第7回】 No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟②
- 【第8回】 No.40 当事者訴訟①
- 【第9回】 No.40 当事者訴訟②
- 【第10回】 No.41 客観訴訟
- 【第11回】 No.42 仮の救済
- 【第12回】 No.43 国家補償の全体像
- 【第13回】 No.44 国賠法1条(公権力の行使)責任
No.45 国賠法2条(営造物)責任
- 【第14回】 No.46 損失補償
No.47 国家賠償と損失補償の谷間
- 【第15回】 まとめ